

令和5年9月議会 福祉都市委員会報告資料

ページ

1. 老人福祉センターの機能強化について … 1
2. 福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリック・コメントの実施について … 3

添付資料

（参考1）パブリック・コメント資料

（参考2）福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（現行）

福祉局

■老人福祉センターの機能強化について

1 趣旨

- 少子高齢化が急激に進み、要介護リスクが高い年齢層が急速に増加する中、健康寿命を延伸し、高齢期を元気に活動的に過ごせるよう支援することが重要となっている。
- 老人福祉センターは、教養・レクリエーション等のための施設として設置しているが、開設から50年以上が経過しており、時代に合わせた活用を図るため、機能強化を行うもの。

2 施設の概要

- 設置根拠：老人福祉法第15条、福岡市老人福祉センター条例
- 事業開始：昭和43年4月1日
- 目的：高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため設置
(福岡市老人福祉センター条例第1条)
- 主な事業：シニア教室（囲碁、将棋、太極拳、フラダンス、カラオケ、詩吟、生け花等）、高齢者創作講座（編物、陶芸、博多人形等）、入浴など
- 設備：大広間、研修室、図書室、浴室、相談室他
- 運営：指定管理者に委託（平成18年4月1日から導入）
- 設置数：各区1箇所 計7園設置

施設名	所在地
東香園	東区香住ヶ丘1-9-1
長生園	博多区千代1-1-42
舞鶴園	中央区長浜1-2-15
若久園	南区若久6-29-1
寿楽園	城南区南片江2-32-1
早寿園	早良区重留7-8-8
福寿園	西区今宿青木1043-31



3 今後の方向

(1) 機能強化の考え方

人生 100 年時代における「高齢者の社会参加の拠点施設」とする。

※社会参加=「地域活動やボランティア活動、趣味や健康づくりの活動、就業など」(保健福祉総合計画)

(2) 取組みの方向

- ① 高齢期の社会参加、元気な活躍を応援する拠点施設として機能を強化
- ② 区の拠点施設として地域での事業展開を強化
- ③ 人生 100 年時代の社会参加拠点にふさわしい名称に変更
例) 福岡 100 プラザ など
- ④ 入浴事業を廃止し、必要な設備に改修

(3) 具体的な取組み

- ◆コーディネーターを配置し、社会参加にかかわる様々な支援を実施
 - 就業、特技を活かした起業、ボランティアなどの支援
 - 高齢者の活動(老人クラブなど)の支援
 - 社会参加に係る相談・コーディネート、人材育成・サポート
 - ICT・オンラインの活用サポート
- ◆地域における事業展開を強化
 - 各校区の老人いこいの家などにおいて、講座や相談などを実施
- ◆浴室をフロア化し、コワーキングスペース・交流スペースを整備
 - 活動や交流のためのオープンスペースを提供

[イメージ]



※入浴事業は、浴室設置率の大幅な向上など生活環境が大きく変化していることや、施設の老朽化などを踏まえて廃止し、上記の機能に必要な設備への改修を行う。

※平成 28 年に代替施設として設置した長生園については、本施設として必要な増改築を行う。

4 スケジュール

- | | |
|-------------|---|
| 令和 5 年 12 月 | 議案上程(指定管理の指定[令和 6・7 年度は非公募])
※施設整備を行う間の指定管理業務は、現行の管理者を対象に非公募で選定を実施 |
| 令和 6 年度～順次 | 改修工事開始(順次着工。全園完了に約 2 年を要する見込み)
※一部の園で新たな機能を先行・試行実施 |
| 令和 7 年度～順次 | 新たな機能の本格展開 |

2. 福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例（案）に係るパブリック・コメントの実施について

1 意見募集の趣旨

「障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という。）」の改正（令和3年6月公布、令和6年4月施行）及び「福岡市障がい者を理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）」の附則（条例施行後3年が経過した際、条例の規定について検討し、その結果に基づき必要な措置を講じる旨規定）に基づき、条例の一部改正を行う必要があるため、附属機関である「福岡市障がい者差別解消推進会議（以下「推進会議」という。）」において検討し、条例の規定の見直しを進めている。

これに伴い、パブリック・コメント手続きを実施し、市民意見を募集するもの。

2 条例改正（案）の内容（骨子）

法改正を踏まえ、事業者による合理的配慮の提供を義務とするなどの所要の改正を行うとともに、推進会議委員の意見を踏まえ、基本理念や不当な差別的取扱いの分野の一部を修正するなどの所要の改正を行うもの。

3 実施期間

令和5年9月22日（金）から令和5年10月23日（月）

4 閲覧・配布場所

福祉局障がい者支援課、情報プラザ、情報公開室、各区役所（福祉・介護保険課、健康課、市民相談室）西部・入部出張所、市内相談窓口（心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター、精神保健福祉センター等）で閲覧、配布を行うとともに、福岡市ホームページに掲載する。

5 経過と今後のスケジュール

時 期	内 容
平成31年1月	条例施行
令和3年6月	改正法公布（施行：令和6年4月）
令和4年4月～令和5年6月	推進会議において条例見直しを検討（10回）
令和5年9月	福祉都市委員会（パブリック・コメント案報告）
10月	パブリック・コメント実施
12月	福岡市議会へ条例改正案の提出
令和6年1月～3月	市民等への周知
4月	改正法施行
4月	改正条例施行

条例改正の概要

○法改正を踏まえた改正

- ・障がい者差別及びその解消のための取組みに関する**情報の収集、整理、提供に努める規定の追加**（第3条）
- ・**事業者による合理的配慮の提供（※）を努力義務から義務に変更**（第8条）。

※合理的配慮の提供

市と事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障がい者の活動などを制限しているバリア（社会的障壁）を取り除いてほしい旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること

また、義務化に伴い、行政指導後の勧告・公表を行うための審査会の諮問の対象に、**事業者が第8条に違反した場合を加える規定を追加**（第17条）

- ・障がい者差別に関する相談に的確に応じるための**人材の育成及び確保のための措置を図る規定を追加**（第11条）

○推進会議委員意見を踏まえた改正

- ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されたことなどを踏まえ、現行の「情報の提供、意思表示の受領」を「**情報の取得及び利用並びに意思疎通**」とするなど**規定を修正**（第6条第7号、第7条第6号）
- ・社会情勢の変化等を踏まえ、「女性である障がい者」に関する基本理念について、「**女性や性的マイノリティである障がい者**」に**修正**（第6条第8号）
- ・不当な差別的取扱いに該当しない客観的で合理的な**理由の例示を追加**（第7条第3号）
- ・不当な差別的取扱いに規定する分野について、**新たに「スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動」を明示**（第7条第8号）
- ・市が、市民、事業者に対して行う啓発活動や職員に対して研修を行う際、「**多様な障がいのある人の状況を理解**」すること及び**計画的に啓発活動や研修を行う旨の規定を追加**（第9条）
- ・市が相談体制を整備するに当たって、**障がい者の権利擁護の視点を踏まえる旨の規定を追加**（第11条）
- ・市が表彰を行う規定について、「合理的配慮をすること」から「**障がいを理由とする差別の解消**」に**修正**（第12条）
- ・**推進会議委員の公募を新たに実施する旨の規定を追加**（第22条）
- ・相談窓口が受け付け、対応した相談を検討する「相談部会」について、**法的位置づけを明確化するため条文を追加**（第23条）